

4. 排出量の把握等に役立つデータ

4-1 対象業種に関する情報

4-1-1 対象業種の区分

対象業種のより細かい区分とそれに対応した業種コード及び届出のあて先(大臣名)は以下のようになっていますので、業種の判別及び届出の参考にしてください。

業種区分		業種コード	届出のあて先	
1 金属鉱業	貴金属鉱業	0500	経済産業大臣	
	非鉄金属鉱業			
	鉄属鉱業			
	その他の金属鉱業			
2 原油・天然ガス鉱業	原油鉱業	0700	経済産業大臣	
	天然ガス鉱業			
3 製造業	a 食料品製造業	畜産食料品製造業	1200	農林水産大臣
		水産食料品製造業		
		野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業		
		調味料製造業		
		糖類製造業		
		精穀・製粉業		
		パン・菓子製造業		
		動植物油脂製造業		
		その他の食料品製造業		
		b 飲料・たばこ・飼料製造業		
	酒類製造業		1320	財務大臣
	茶・コーヒー製造業		1300	農林水産大臣
	製氷業			
	たばこ製造業		1350	財務大臣
	飼料・有機質肥料製造業		1300	農林水産大臣
	c 繊維工業	製糸業	1400	経済産業大臣
		紡績業		
		ねん糸製造業		
		織物業		
		ニット生地製造業		
染色整理業				
綱・網製造業				
レース・繊維雑品製造業				
その他の繊維工業				

		業種区分	業種コード	届出の あて先
3 製造業 (続き)	d 衣服・その他の繊維製品製造業	織物製(不織布製及びレース製を含む。)外衣・シャツ製造業(和式を除く。)	1500	経済産業大臣
		ニット製外衣・シャツ製造業		
		下着類製造業		
		毛皮製衣服・身の回り品製造業		
		和装製品・足袋製造業		
		その他の衣服・繊維身の回り品製造業		
		その他の繊維製品製造業		
	e 木材・木製品製造業(家具を除く)	製材業、木製品製造業	1600	経済産業大臣 農林水産大臣
		造作材・合板・建築用組立材料製造業		
		木製容器製造業(竹、とうを含む。)		
		その他の木製品製造業(竹、とうを含む。)		
	f 家具・装備品製造業	家具製造業	1700	経済産業大臣
		宗教用具製造業		
		建具製造業		
		その他の家具・装備品製造業		
	g パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ製造業	1800	経済産業大臣
		紙製造業		
		加工紙製造業		
		紙製品製造業		
		紙製容器製造業		
	その他のパルプ・紙・紙加工品製造業			
	h 出版・印刷・同関連産業	新聞業	1900	経済産業大臣
		出版業		
		印刷業(謄写印刷業を除く。)		
		製版業		
		製本業、印刷物加工業		
		印刷関連サービス業		
i 化学工業	化学肥料製造業	2000	経済産業大臣	
	無機化学工業製品製造業			
	塩製造業	2025	財務大臣	
	有機化学工業製品製造業	2000	経済産業大臣	
	化学繊維製造業			
	油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業			
	医薬品製造業	2060	厚生労働大臣	
	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	2000	経済産業大臣	
	その他の化学工業			
	農薬製造業	2092	農林水産大臣	
j 石油製品・石炭製品製造業	石油精製業	2100	経済産業大臣	
	潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの。)			
	コークス製造業			
	練炭・豆炭製造業			
	舗装材料製造業			

		業種区分	業種コード	届出の あて先
3 製造業 (続き)		その他の石油製品・石炭製品製造業		
	k プラスチック製品製造業 (別掲を除く)	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業 プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業 工業用プラスチック製品製造業 発泡・強化プラスチック製品製造業 プラスチック成形材料製造業(廃プラスチックを含む。) その他のプラスチック製品製造業	2200	経済産業大臣
	l ゴム製品製造業	タイヤ・チューブ製造業 ゴム製・プラスチック製履物・同付属品製造業 ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業 その他のゴム製品製造業	2300	経済産業大臣
	m なめし革・同製品・毛皮製造業	なめし革製造業 工業用革製品製造業(手袋を除く。) 革製履物用材料・同付属品製造業 革製履物製造業 革製手袋製造業 かばん製造業 袋物製造業 毛皮製造業 その他のなめし革製品製造業	2400	経済産業大臣
	n 窯業・土石製品製造業	ガラス・同製品製造業 セメント・同製品製造業 建設用粘土製品製造業(陶磁器製を除く。) 陶磁器・同関連製品製造業 耐火物製造業 炭素・黒鉛製品製造業 研磨剤・同製品製造業 骨材・石工品製造業 その他の窯業・土石製品製造業	2500	経済産業大臣
	o 鉄鋼業	高炉による製鉄業 高炉によらない製鉄業 製鋼・製鋼圧延業 製鋼を行わない製材製造業(表面処理鋼材を除く。) 表面処理鋼材製造業 鉄素形材製造業 その他の鉄鋼業	2600	経済産業大臣
	p 非鉄金属製造業	非鉄金属第1次製錬・精製業 非鉄金属第2次製錬・精製業 非鉄金属・同合金圧延業(抽伸、押出しを含む。)	2700	経済産業大臣

業種区分			業種 コード	届出の あて先	
3 製造業 (続き)		電線・ケーブル製造業			
		非鉄金属素形材製造業			
		その他の非鉄金属製造業			
	q 金属製品製造業	ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業	2800	経済産業大臣	
		洋食器・刃物・手道具・金物類製造業			
		暖房装置・配管工事用付属品製造業			
		建設用・建築用金属製品製造業(製缶板金業含む。)			
		金属素形材製品製造業			
		金属被覆・彫刻業、熱処理業(ほうろう鉄器を除く。)			
		金属線製品製造業(ねじ類を除く。)			
		ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業			
		その他の金属製品製造業			
	r 一般機械器具製造業	ボイラ・原動機製造業	2900	経済産業大臣	
		農業用機械製造業(農業用器具を除く。)			
		建設機械・鉱山機械製造業(建設用・農業用・運搬用トラクタを含む。)			
		金属加工機械製造業			
		繊維機械製造業			
		特殊産業用機械製造業			
		一般産業用機械・装置製造業			
	事務用・サービス用・民生用機械器具製造業				
	その他の機械・同製品製造業				
s 電気機械器具製造業	発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業	3000	経済産業大臣		
	民生用電気機械器具製造業				
	電球・電気照明器具製造業				
	通信機械器具・同関連機械器具製造業				
	電子計算機・同付属装置製造業			3060	経済産業大臣
	電子応用装置製造業			3070	厚生労働大臣
	電気計測器製造業			3000	経済産業大臣
	電子部品・デバイス製造業				
	その他の電気機械器具製造業				
t 輸送用機械器具製造業	自動車・同付属品製造業	3100	経済産業大臣		
	鉄道車両・同部品製造業	3120	国土交通大臣		
	自転車・同部品製造業	3100	経済産業大臣		
	船舶製造・修理業、船用機関製造業	3140	国土交通大臣		
	航空機・同付属品製造業	3100	経済産業大臣		
	その他の輸送用機械器具製造業				
u 精密機械器具製造業	計量器・測定器・分析機器・試験機製造業	3200	経済産業大臣		
	測量機械器具製造業				
	医療用機械器具・医療用品製造業	3230	経済産業大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣		

業種区分		業種コード	届出の あて先	
		理化学機械器具製造業 光学機械器具・レンズ製造業	3200 経済産業大臣	
3 製造業 (続き)		眼鏡製造業(枠を含む。) 時計・同部品製造業		
	v 武器製造業	銃製造業 砲製造業 銃弾製造業 砲弾製造業(装てん組立業を除く。) 銃砲弾以外の弾薬製造業(装てん組立業を除く。) 弾薬装てん組立業(銃弾製造業を除く。) 特殊装甲車両(銃砲を搭載する構造を有する装甲車両であって、無限軌道装置によるもの。) 同部分品製造業 その他の武器製造業	3300 経済産業大臣	
	w その他の製造業	貴金属製品製造業(宝石加工を含む。) 楽器製造業 がん具・運動用具製造業 ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業 装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業(貴金属・宝石製を除く。) 漆器製造業 畳・傘等生活雑貨製品	貴金属製品製造業 宝石附属品・同材料加工業 宝石細工業 ピアノ製造業 ギター製造業 その他の楽器・楽器部品・同材料製造業 娯楽用具・がん具製造業(人形、児童乗物を除く) 人形製造業 児童乗物製造業 運動用具製造業 万年筆・シャープペンシル・ペン先製造業 ボールペン・マーキングペン製造業 鉛筆製造業 毛筆・絵画用品製造業(鉛筆を除く) 他に分類されない事務用品製造業 装身具・装飾品製造業(貴金属・宝石製を除く) 造花・装飾用羽毛製造業 ボタン製造業 針・ピン・ホック・スナップ・同関連品製造業 かつら製造業 漆器製造業 麦わら・パナマ類帽子・わら工品製造業	3400 経済産業大臣

業種区分			業種 コード	届出の あて先	
3 製造業 (続き)	w その他の 製造業 (続き)	製造業	畳製造業	3400	経済産業大臣
			うちわ・扇子・ちょうちん製造業		
			ほうき・ブラシ製造業		
			傘・同部分品製造業		
		畳・傘等生活雑貨製品製造業(続き)	マッチ製造業		
			喫煙用具製造業(貴金属・宝石製を除く)		
			魔法瓶製造業		
		他に分類されない製造業	煙火製造業		
			看板・標識機製造業		
			パレット製造業		
	モデル・模型製造業(紙製を除く)				
	工業用模型製造業				
	情報記録物製造業(新聞、書籍等の印刷物を除く)				
	他に分類されないその他の製造業				
4 電気業			3500	経済産業大臣	
5 ガス業			3600	経済産業大臣	
6 熱供給業			3700	経済産業大臣	
7 下水道業			3830	国土交通大臣	
8 鉄道業			3900	国土交通大臣	
9 倉庫業(農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵するものに限る。)			4400	国土交通大臣	
10 石油卸売業			5132	経済産業大臣	
11 鉄スクラップ卸売業(自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。)			5142	経済産業大臣	
12 自動車卸売業(自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収するものに限る。)			5220	経済産業大臣	
13 燃料小売業			5930	経済産業大臣	
14 洗濯業			7210	厚生労働大臣	
15 写真業			7430	経済産業大臣	
16 自動車整備業			7700	国土交通大臣	
17 機械修理業			7810	経済産業大臣	
18 商品検査業			8620	経済産業大臣	
19 計量証明業(一般計量証明業を除く。)			8630	経済産業大臣	
20 一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る。)			8716	環境大臣	
21 産業廃棄物処分業			8722	環境大臣	
特別管理産業廃棄物処分業			8724	環境大臣	
22 医療業	病院		8800	厚生労働大臣	
	一般診療所				
	歯科診療所				

業種区分		業種コード	届出の あて先
22 医療業(続き)	助産所		
	療術業		
	歯科技工所		
	医療に附帯するサービス業		
	その他の医療業		
23 高等教育機関(付属設備を含み、人文科学のみに係るものを除く。)		9140	文部科学大臣
24 自然科学研究所		9210	経済産業大臣 環境大臣 財務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣 国土交通大臣 防衛大臣 (注1)
国の機関又は地方公共団体の公務		上記 のい ずれ か (注2)	経済産業大臣 環境大臣 財務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣 国土交通大臣 防衛大臣 (注3)

※複数の大臣名が記載されている業種については、いずれの大臣あてに届出を行っても構いません。(届出ファイルの「届出先」欄や届出書本紙の「主務大臣」欄には、必ずいずれか一つを記入・選択してください。)

※本表は、事業者の届出の便宜に資するよう参考までに作成されたものであり、各大臣の一般的な所管の整理に何ら予断を与えるものではありません。

(注 1) 自然科学研究所については、主たる研究対象に最も近い事業が属する業種によりあて先を判断してください。

(注 2) 国の機関又は地方公共団体の公務については、公務の具体的な内容に対応した業種を分類し、法の対象となる業種に属する事業を営んでいる場合には、当該対象業種のコード番号を記載してください。

(注 3) 国の機関については、その営む事業にかかわらず、当該機関を所管する大臣をあて先としてください。また、地方公共団体の公務については、その営む事業が属する業種を所管する大臣をあて先としてください。

4-1-2 対象業種の概要

対象業種は以下のような業を行うものですので、業種の判別の参考にしてください。

業種名	概要	備考
1 金属鉱業	金属鉱の掘採を行う事業所及び金属鉱の選鉱その他の品位向上処理を行う事業所が分類される業種	
2 原油・天然ガス業	原油・天然ガスなどの掘採を行う事業所及び自ら掘採した天然ガスから天然ガソリン、液化石油ガス(LPG)、圧縮ガスを生産する事業所が分類される業種	
3 製造業		
a 食料品製造業	次のいずれかの製造を行う事業所が分類される業種 1:畜産食料品、水産食料品などの製造 2:野菜缶詰、果実缶詰、農産保存食料品などの製造 3:調味料、糖類、動植物油脂などの製造 4:精穀、製粉及びでんぷん、ふくらし粉、イースト、こうじ、麦芽などの製造 5:パン、菓子、麺類、豆腐、油揚げ、冷凍調理食品、惣菜などの製造	販売を主とする事業所が販売に直接付随する行為として、その取り扱う商品に簡単な処理を施す場合は、卸売・小売業、飲食店に分類される
b 飲料・たばこ・飼料製造業	清涼飲料、酒類、茶、コーヒー、氷、たばこ(葉たばこを含む)、飼料、有機質肥料を製造する事業所が分類される業種	食料品を製造する事業所は食料品製造業に、たばこの副産物を利用して殺虫剤等を製造する事業所は化学工業に分類される
c 繊維工業	次のいずれかを製造する事業所が分類される業種 1:製糸、紡績糸、ねん糸、綱などの製造 2:織物、ニット、レース、組ヒモ、綱などの製造 3:糸、織物、ニット、繊維雑品、綿状繊維などの精錬、漂白、染色及び整理 4:製綿、フェルトなどの製造 5:麻製織、整毛などの紡織半製品の製造及びその他の繊維処理	グラスウール、ロックウール等の紡織を行う事業所は、窯業・土石製品製造業に分類される
d 衣服・その他の繊維製品製造業	購入した織物、ニット生地、フェルト地、レース地、なめし革、毛皮などを裁断、縫製して、衣服及びその他の繊維製品を製造する事業所が分類される業種	個人の注文により衣服あるいは衣装用品を作る洋服店または洋裁店については、材料が店もちの場合は卸売・小売業、飲食店に、個人もちの場合はサービス業に分類される

業種名	概要	備考
3 e 木材・木製品製造業	製材及び単板(ベニヤ板)、合板、屋根まさなど木製基礎資材を製造する事業所並びにこれらの木材又は竹、とう、コルクなどを主要材料としてつくられる製品を製造する事業所が分類される業種	建設工事現場で建設工事の一部として行なう木製品の製造、木材による修繕・改装などを行う事業所は建設業に、個人の注文によって木製品を製造し小売する事業所は卸売・小売業、飲食店に分類される
f 家具・装備品製造業	家庭用及び事務用家具(和式、洋式を含む)、宗教用具、戸、障子、襖、日よけ、竹すだれなどを製造する事業所が分類される業種	家具類の改造・修理等を行う事業所はサービス業に分類される
g パルプ・紙・紙加工品製造業	木材、その他の植物原料または古繊維から、主としてパルプ及び紙を製造する事業所、またはこれらの紙から紙加工品を製造する事業所が分類される業種	抄紙織物の製造は繊維工業に、研磨紙の製造は窯業・土石製品製造業に、写真感光紙の製造は化学工業に分類される
h 出版・印刷・同関連産業	出版業、印刷業及びこれに関連した補助的業務を行う事業所が分類される業種	
i 化学工業	化学的処理を主な製造過程とする事業所及びこれらの化学的処理によって得られた物質の混合、または最終処理を行う事業所のうち他に特掲されないものが分類される業種	購入した化学工業製品を販売するための包装及び再包装を行い、自ら化学工業製品を製造しない場合は卸売・小売業、飲食店に分類される
j 石油製品・石炭製品製造業	石油を精製する事業所、購入した原料を混合加工して潤滑油、グリースを製造する事業所、コークス炉による石炭の乾留を行う事業所が分類される業種	
k プラスチック製品製造業	プラスチックを用い、押出成形機、射出成形機などの各種成形機(成形器)により成形された成形製品を製造する事業所、及び同製品に切断、接合、塗装、蒸着めっき、バフ加工などの加工を行う事業所並びにプラスチックを用いて成形のために配合、混和(短繊維、充てん剤、安定剤、着色剤、可塑剤等)を行う事業所及び再製プラスチックを製造する事業所が分類される業種	プラスチック製家具の製造は家具・装備品製造業に、プラスチック(ユリア樹脂、メラミン樹脂等)・合成樹脂系接着剤の製造は化学工業に、プラスチック製履物・同附属品の製造はゴム製品製造業に、プラスチック製かばん・袋物の製造はなめし革・同製品・毛皮製造業に、プラスチック製歯車の製造は一般機械器具製造業に、プラスチック製計量器の製造は精密機械器具製造業に、プラスチック製楽器・玩具・人形、プラスチック製事務用品・装身具・装飾品・ボタン、プラスチック製モデル・模型・パレット(運搬用)の製造はその他の製造業にそれぞれ分類される

業種名	概要	備考
3 l ゴム製品製造業	天然ゴム類、合成ゴムなどから作られたゴム製品(タイヤ、チューブ、ゴム製履物、ゴム引布、ゴムベルト、ゴムホース、工業用ゴム製品、更正タイヤ、再生ゴム、その他ゴム製品等)を製造する事業所が分類される業種	糸ゴム入りの繊維製品の製造は繊維工業に、他から受け入れたゴム引布からのゴム引布製衣服及び縫製品の製造は衣服・その他の繊維製品製造業に、合成ゴムの製造は化学工業に分類される
m なめし革・同製品・毛皮製造業	なめし革製造業、毛皮製造業及び各種のなめし革製品、再生革製品を製造する事業所及びかばん、袋物の製造を行う事業所が分類される業種	なめし革製及び毛皮製衣服の製造は衣服・その他の繊維製品製造業に、運動用具及び玩具の製造はその他の製造業に分類される
n 窯業・土石製品製造業	板ガラス及びその他のガラス製品、セメント及び同製品、建設用粘土製品、陶磁器、耐火物、炭素及び黒鉛製品、珪瑯鉄器、研磨材料、骨材、石膏製品、石灰及び石綿製品などを製造する事業所が分類される業種	
o 鉄鋼業	鉱石、鉄くずなどから鉄及び鋼を製造する事業所、鉄及び鋼の鑄造品、鍛造品、圧延鋼材、表面処理鋼材などを製造する事業所が分類される業種	
p 非鉄金属製造業	鉱石、金属くずなどを処理し、非鉄金属の精錬及び生成を行う事業所、非鉄金属の合金製品、圧延、抽伸、押出しを行う事業所及び非鉄金属の鑄造、その他の基礎製品を製造する事業所(電線、ケーブル等製造及び核燃料製造を含む)が分類される業種	
q 金属製品製造業	ブリキ缶及びその他のめっき板等製品、刃物、手道具類、一般金物類、電熱器を除く加熱装置、建設用・建築用金属製品、金属線製品及び他に分類されない各種金属製品を製造する事業所が分類される業種	金属製家具の製造は家具・装身具製造業に、宝石加工及び貴金属製品の製造はその他の製造業に分類される
r 一般機械器具製造業	電気機械器具、輸送用機械器具、精密機械器具、武器を除く一般機械器具を製造する事業所が分類される業種	
s 電気機械器具製造業	電気エネルギーの発生、貯蔵、送電、変電及び利用を行う機械器具を製造する事業所(民生用電気機械器具を含む)が分類される業種	絶縁電線及びケーブルの製造は非鉄金属製造業に、モータ直結又は取付式機械の製造は一般機械器具製造業に分類される
t 輸送用機械器具製造業	輸送用機械器具を製造する事業所(自動車、船舶、航空機、鉄道車輛及びその他の輸送機械器具等)が分類される業種	

業種名	概要	備考
3 u 精密機械器具製造業	計量器、測定器、分析機器及び試験機、測量機械器具、医療機械器具及び医療用品、理化学機械、光学機械器具及びレンズ、眼鏡、時計等を製造する事業所が分類される業種	電気計測器・電子測定装置の製造は電気機械器具製造業に、理化学用のガラス器具及び陶磁器の製造は窯業・土石製品製造業に分類される
v 武器製造業	銃、砲、銃弾、砲弾、銃砲弾以外の弾薬、特殊装甲車輛等を製造する事業所が分類される業種	
w その他の製造業(※)	aからvのいずれにも分類されない製品を製造する事業所(貴金属製品、ボタン、楽器、がん具、運動用具、ペン、鉛筆、絵画用品、漆器、レコード等)が分類される業種	
4 電気業	一般の需要に応じ電気を供給する事業所またはこれに電気を供給する事業所が分類される業種	
5 ガス業	一般の需要に応じ製造ガス、天然ガスまたはこれらの混合ガスを導管により供給する事業所が分類される業種	天然ガスの採掘を行う事業所は鉱業に分類される
6 熱供給業	一般の需要に応じ蒸気、温水、冷水等を媒体とする熱エネルギーまたは蒸気若しくは温水を導管により供給する事業所が分類される業種	
7 下水道業	公共下水道、流域下水道または都市下水路により汚水・雨水の排除または処理を行う事業所が分類される業種	じんかい・汚物等の処理、産業用下水道の洗浄はサービス業に分類される
8 鉄道業	鉄道、軌道、索道により旅客、貨物の運送を行う事業所が分類される業種	鉄道業が経営する鉄道事業以外の事業を行う事業所はその行う事業によりそれぞれの産業に分類される
9 倉庫業(農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵するものに限る。)	普通倉庫業、冷蔵倉庫業(及び水面木材倉庫業)を営む事業所が分類される業種	自家用の倉庫は主事業所の産業に分類される。また、物品の一時預所、保護預りのための施設及び運送、運送取扱い又は運送代弁の為の施設として使用するものは、倉庫業には含まれない 法においては、農作物の保管又は貯蔵タンクにより気体又は液体の貯蔵を行う事業所のみが対象となる
10 石油卸売業	石油類を卸売する事業所が分類される業種	ガソリン・LPGスタンド、給油所は燃料小売業に分類される

業種名	概要	備考
11 鉄スクラップ卸売業(自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。)	鉄スクラップを集荷、選別して卸売する事業所が分類される業種	法においては、自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外す事業所のみが対象となる
12 自動車卸売業(自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収するものに限る。)	自動車及び自動車の部品、及び付属品を卸売する事業所(二輪自動車を含む)が分類される業種	法においては、自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収する事業所のみが対象となる
13 燃料小売業	計量器付の給油ポンプを備え、主として自動車その他の燃料用ガソリン、軽油及びLPGを小売する事業所ならびに灯油、プロパンガス、石炭、薪などの燃料を小売する事業所が分類される業種	
14 洗濯業	以下の事業所が該当する 1:衣服その他の繊維製品及び皮革製品を原型のまま洗濯する事業所 2:洗濯物の受取及び引渡を行う事業所 3:繊維製品を洗濯し、これを使用させるために貸与し、その使用後回収して洗濯し、更にこれを貸与することを繰り返して行う事業所が分類される業種	
15 写真業	肖像撮影、フィルム現像、焼付、引伸及びフィルム複写を行う事業所並びにこれらを広告、出版及びその他の業務的使用者のために行う事業所が分類される業種	
16 自動車整備業	自動車の整備修理を行う事業所が分類される業種	
17 機械修理業	一般機械、電気機械器具、建設機械及び鉱山機械の整備、修理を行う事業所が分類される業種	修理する商品と同種の商品を製造又は販売する事業所は、製造業又は卸売・小売業、飲食店に分類される
18 商品検査業	各種商品の検査、検定、品質管理を行う事業所(非破壊検査法によるものは含まれない)が分類される業種	

業種名	概要	備考
19 計量証明業(一般計量証明業を除く。)	以下の事業所が分類される業種 1:主として委託を受け、貨物の積み下ろしまたは入出庫に際して長さ、質量、面積、体積、熱量等を計量し、その結果の証明を行う事業所 2:主として委託を受け、環境の状態に関し濃度、騒音レベル、振動レベル、放射能等を計量し、その結果の証明を行う事業所 3:主として委託を受け、1、2以外の物象の状態の量に関し計量し、その結果の証明を行う事業所	法においては、一般計量証明業を除くものが対象となる
20 一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る。)	主として収集運搬されたごみ、粗大ごみ等の一般廃棄物(し尿を除く)を処分する事業所が分類される業種	以下の廃棄物を処分する事業所が含まれるが、当該産業から生じた以下の廃棄物を処分する事業所は「21 産業廃棄物処分業」に含まれる 1:畜産農家以外から生じた動物の糞尿及び死体 2:パルプ・紙・紙加工品製造業、新聞紙巻取紙を使用して印刷発行を行う新聞業、印刷出版を行う出版業、製本業、印刷物加工業の各産業以外から生じた紙くず 3:建設業(工作物の除去に伴い木屑を生じさせるものに限る)、木材・木製品製造業(家具製造業含)、パルプ製造業、輸入木材卸売業の各産業以外から生じた木屑 4:繊維工業(衣服、その他の繊維製品を除く)以外から生じた繊維くず 5:食料品・医薬品・香料製造業以外から生じた動植物性残渣 また、法においては、一般廃棄物処理業のうち、以下の業種は含まれない 1:し尿収集運搬業 2:し尿処分業 3:浄化槽清掃業 4:浄化槽保守点検業 5:ごみ収集運搬業 6:清掃事務所

業種名	概要	備考
21 産業廃棄物処 業	主として収集運搬された事業活動に伴って生じた廃棄物(専ら再生利用の目的となるもの及び特別管理産業廃棄物(爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの)を除く)を処分する事業所が分類される業種	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、「20 一般廃棄物処理業(ごみ処分量に限る。)」の備考に示した廃棄物を処分する事業所は本分類に含まれるが、当該産業以外から生じたこれらの廃棄物を処分する事業所は、「一般廃棄物処理業(ごみ処分量に限る。)」に含まれる また、法においては、以下の産業廃棄物処理業は含まれない 1: 産業廃棄物収集運搬業 2: 特別管理産業廃棄物収集運搬業
特別管理産業廃 棄物処分量	主として特別管理産業廃棄物(爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずる恐れのあるもの(廃油、強廃酸、強廃アルカリ、感染性廃棄物、廃PCB、廃石綿等))を処分する事業所が分類される業種	放射性廃棄物処理業は除く
22 医療業	医師又は歯科医師等が患者に対して医業または医業類似行為を行う事業所及びこれに直接関連するサービスを提供する事業所が分類される業種	滅菌代行業や医療ケアを行う老人保健施設も含まれる
23 高等教育機関(付 属施設を含み、人 文科学のみに係 わるものを除く)	学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳及び応用的能力を展開させることを目的とする学校、並びに職業または实际生活に必要な能力を育成することを目的とする学校(大学、短期大学、高等専門学校等)が分類される業種	専門学校、専修学校を除く 法においては、付属施設を含むものとし、人文科学のみに係わるものは除く
24 自然科学研究所	地震研究、ふく射線研究、有機合成化学研究等を行う理学研究所、工業技術試験所、機械技術研究所、工業研究所等の工学研究所、農業、林業、漁業に関する研究所、試験場が分類される業種	診断・治療上の必要からあるいは食品衛生・予防衛生・栄養生理・医薬品等に関し、依頼に応じて試験・検査・検定等を行うことを業務の一環としている施設も含まれる

(※) 「その他の製造業」については、対象となる製品が細分化されているため、以下の日本標準産業分類を参照してください。

URL: https://www.soumu.go.jp/main_content/000317021.pdf

「日本標準産業分類(平成5年10月改定)」

4-1-3 特別要件施設に該当する施設の各法令における規定

特別要件施設に該当する施設は、鉱山保安法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法の各法令で、以下のように規定されていますので、その判別の参考にしてください。

ア 鉱山保安法第 13 条第 1 項に規定する建設物、工作物その他の施設

1	受電電圧が 1 万ボルト(石炭坑(石炭の採鉱のみを行うもの及び亜炭のみの掘採を行うものを除く。)にあっては、電圧 10 ボルト)以上の需要設備(電気を使用するために、その使用の場所と同一の鉱山(鉱山内の発電所又は変電所の構内を除く。)に設置する電気工作物の総合体をいう。)
2	非常用予備発電装置(石炭鉱山、金属鉱山等及び石油鉱山(石油坑を除く。)のうち、30 ボルト以上(石炭坑のうち、10 ボルト以上)のものに限る。)
3	人を運搬する施設(自動車のうち、道路運送車両法第 58 条第 1 項に規定する自動車検査証の交付を受けているものを除く。)
4	鉱山外を運搬する架空索道
5	石油鉱山における掘削施設(全出力 500 キロワット未満の原動機を使用する掘削装置並びに 3、9 及び 32 に挙げた施設を除く。)
6	石油鉱山における海洋掘採施設(3、5、9 及び 32 に挙げた施設を除く。)
7	石油鉱山における最高使用圧力 1 メガパスカル以上のパイプライン(坑井と分離槽との間に設置し、又は圧入のために設置するもので、導管の延長が 1km 未満のものを除く。)又は海洋に設置するパイプライン
8	容量 50kL 以上の石油貯蔵タンク(29 に挙げた施設を除く。)又は内容積 500m ³ 以上のガスホルダー(5 又は 6 に挙げた施設の一部をなすもの及び高圧ガス用のものを除く。)
9	高圧ガスを製造する施設(金属鉱山等及び石油鉱山においては、製造する高圧ガスの容積が 1 日 30m ³ 以上のもの(冷凍のため高圧ガスを製造する施設及び 11 に挙げた施設の一部をなすものを除く。)に限る。)又は冷凍のため高圧ガスを製造する施設で、冷凍能力が 1 日 3t(フルオロカーボンを使用するものうち 20t) 以上のもの(11 に挙げた施設の一部をなすものを除く。)
10	容積 300m ³ 以上の高圧ガスを貯蔵する高圧ガス貯蔵所
11	石油鉱山における高圧ガス処理プラント
12	石油鉱山におけるスタビライザープラント(9 に挙げた施設を除く。)
13	石油鉱山におけるガソリンプラント(9 に挙げた施設を除く。)
14	鉱煙発生施設(1～13 及び 20～33 に挙げた施設の一部をなすものを除く。)
15	粉じん発生施設又は石綿粉じん発生施設(1～14 及び 20～33 に挙げた施設の一部をなすものを除く。)
16	坑廃水処理施設(水道水源法第 2 条第 5 項に規定する水道水源特定施設を含み、1～15 及び 20～33 に挙げた施設の一部をなすものを除く。)
17	ダイオキシン類発生施設(1～16 及び 20～33 に挙げた施設の一部をなすものを除く。)
18	騒音発生施設
19	振動発生施設
20	廃棄物焼却炉(5、6 及び 24～26 に掲げる施設に附属するもの並びに火格子面積(火格子の水平投影面積をいう。)が 2m ² 未満で、焼却能力が 1 時間あたり 200kg 未満のものを除く。)
21	鉱業廃棄物の坑外埋立場
22	鉱業廃棄物の坑内埋立場

23	原動機を使用する選炭場
24	原動機を使用する選鉱場(砕鉱施設を含む。)
25	か焼場又は乾燥場
26	製錬場
27	16 又は 23～26 に掲げる施設に附属する捨石(金属鉱山等に限る。)、鉱さい(金属鉱山等及び附属施設に限る。)又は沈殿物の集積場(のり尻から集積面までの高さの最大値が 3m 未満のものを除く。)
28	捨石集積場(27 に掲げるものを除き、石炭鉱山においては、のり尻から集積面までの高さの最大値が 15m 以上のもの、金属鉱山等においては、地盤面からその直上の集積面までの鉛直高さの最大値が 10m 以上(金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 2 条第 3 項に規定する特定施設に該当するものに限り、のり尻から集積面までの高さの最大値が 3m 以上)のものに限る。)
29	坑内における燃料油貯蔵所又は燃料給油所
30	金属鉱山等における坑道の坑口の閉そく施設(金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 2 条第 4 項に規定する坑道の坑口の閉そく事業により設置されるものに限る。)
31	最大火薬類存置量が 25kg 以上の火薬類取扱所
32	最高使用圧力 0.4 メガパスカル以上のボイラー(最高使用圧力 1 メガパスカル以下の貫流式のボイラー(管寄せの内径が 15cm を超える多管式のものを除く。))で、伝熱面積が 10m ² 以下のもの(気水分離器を有するもののうち、当該気水分離器の内径が 30cm 以下で、その内容積が 0.07m ³ 以下のものに限る。))を除く。又は蒸気圧力容器(最高使用圧力をメガパスカルで表わした数値と内容積を立方メートルで表わした数値との積が 0.02 以下のものを除く。)
33	ガス集合溶接装置
34	容量が 1,000 キロリットル以上のガソリン、原油、ナフサその他の温度 37.8℃において蒸気圧が二十 kPa を超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク(密閉式及び浮屋根式(内部浮屋根式を含む。))のものを除く。)

イ 下水道終末処理施設

- ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設
(法施行規則第 4 条第 1 号ホ及びへ(→ pⅢ-583)により排出量を把握することとされている施設に限る。)

一般廃棄物処理施設	
1	処理能力が 1 日 5 トン以上のごみ処理施設(焼却施設にあつては、処理能力が 1 時間 200kg 以上または火格子面積が 2m ² 以上のもの)
2	一般廃棄物最終処分場(水面埋立地にあつては主として一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所として環境大臣が指定する区域)
産業廃棄物処理施設	
1	処理能力が 1 日 10m ³ を超える汚泥の脱水施設
2	処理能力が 1 日 10m ³ (天日乾燥施設の場合は 100m ³)を超える汚泥の乾燥施設
3	汚泥(PCB 及び PCB 処理物を除く)の焼却施設のうち以下のもの <ul style="list-style-type: none"> イ 処理能力が 1 日 5m³ を超える ロ 処理能力が 1 時間 200kg 以上 ハ 火格子面積が 2m² 以上

4	処理能力が1日10m ³ を超える廃油の油水分離施設(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条14号の廃油処理施設を除く。)
5	廃油(廃PCB等を除く)の焼却施設(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条14号の廃油処理施設を除く。)のうち、以下のもの イ 処理能力が1日1m ³ を超える ロ 処理能力が1時間200kg以上 ハ 火格子面積が2m ² 以上
6	処理能力が1日50m ³ を超える廃酸又は廃アルカリの中和施設
7	処理能力が1日5トンを超える廃プラスチック類の破碎施設
8-1	廃プラスチック類(PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く)の焼却施設のうち、以下のもの イ 処理能力が1日100kgを超える ロ 火格子面積が2m ² 以上
8-2	処理能力が1日5トンを超える廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条第2号に挙げられている廃棄物(事業活動に伴って生じたものに限る。)又はがれき類の破碎施設
9	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令別表第3の3に挙げられている物質又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設
10	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設
11-1	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設
11-2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設
12-1	廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設
12-2	廃PCB等(PCB汚染物に塗布され、染み込み、付着し、または封入されたPCBを含む。)またはPCB処理物の分解施設
13-1	PCB汚染物またはPCB処理物の洗浄施設または分離施設
13-2	産業廃棄物の焼却施設(3、5、8及び12に挙げたものを除く。)のうち、以下のもの イ 処理能力が1時間200kg以上 ロ 火格子面積が2m ² 以上
14	産業廃棄物の処分場のうち、以下のもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第3号ハ(1)から(5)まで及び同第6条の5第1項第3号イ(1)から(6)までに挙げられている産業廃棄物の埋立処分場所 ロ 安定型産業廃棄物の埋立処分場所(水面埋立地を除く。) ハ イに規定する産業廃棄物及び安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立処分場所(水面埋立地にあっては主としてイに規定する産業廃棄物及び安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立処分場所として環境大臣が指定する区域に限る。)

エ ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設

特定施設	ダイオキシン類を発生し、及び大気中に排出する施設、及び汚水又は廃液を排出する施設
ダイオキシン類を大気中に排出する施設	
1	焼結鉍(銑鉄の製造に用いるものに限る。)の製造に用いる焼結炉で、原料の処理能力が1時間あたり1トン以上のもの
2	製鋼に用いる電気炉(鋳鋼又は鍛鋼の製造に用いるものを除く。)で、変圧器の定格容量が1,000kV・A以上のもの

	3 亜鉛の回収(製鋼に用いる電気炉から発生するばいじん、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)に用いる焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉で、原料の処理能力が1時間あたり0.5トン以上のもの
	4 アルミニウム合金の製造(原料としてアルミニウムくず(当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。)を使用するものに限る。)に用いる焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉で、焙焼炉及び乾燥炉は原料の処理能力が1時間あたり0.5トン以上のもの、溶解炉は容量が1トン以上のもの
	5 廃棄物焼却炉で、火床面積(廃棄物の焼却施設に複数の廃棄物焼却炉が設置されている場合は、それらの火床面積の合計)が0.5m ² 以上又は焼却能力(廃棄物の焼却施設に複数の廃棄物焼却炉が設置されている場合は、それらの焼却能力の合計)が1時間あたり50kg以上のもの
ダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設	
	1 硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造に用いる塩素又は塩素化合物による漂白施設
	2 カーバイド法アセチレンの製造に用いるアセチレン洗浄施設
	3 硫酸カリウムの製造に用いる施設のうち、廃ガス洗浄施設
	4 アルミナ繊維の製造に用いる施設のうち、廃ガス洗浄装置
	5 担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)に用いる焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
	6 塩化ビニルモノマーの製造に用いる二塩化エチレン洗浄施設
	7 カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するもの)に用いる施設のうち次のもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
	8 クロロベンゼンまたはジクロロベンゼンの製造に用いる施設のうち次のもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設
	9 4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造に用いる施設のうち次のもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設
	10 2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノン ¹ の製造に用いる施設のうち次のもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設
	11 8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジンドロ[3,2-b:3',2'-m]トリフェノジオキサジン(別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造に用いる施設のうち次のもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設
	12 アルミニウム又はその合金の製造に用いる焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち次のもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設

	<p>13 亜鉛の回収(製鋼に用いる電気炉から発生するばいじんで、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)に用いる施設のうち、次のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
	<p>14 担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。)によるものを除く。)に用いる施設のうち、次のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設
	<p>15 「ダイオキシン類を大気へ排出する施設の 5」の廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次のもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設で汚水又は廃液を排出するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
	<p>16 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 12 号の 2 及び第 13 号に掲げる施設</p>
	<p>17 フロン類(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令別表 1 の項、3 の項及び 6 の項に掲げる特定物質をいう。)の破壊(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。)に用いる施設のうち、次のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
	<p>18 下水道終末処理施設(1～17 及び 19 に挙げた施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)</p>
	<p>19 1～17 までに挙げた施設を設置する工場又は事業場から排出される水(1～17 までに掲げた施設に係る汚水もしくは廃液又は当該汚水もしくは廃液を処理したものを含むもの)に限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(18 に挙げたものを除く。)</p>